

# 地方再生戦略

平成19年11月30日  
(平成20年12月19日改定)

地域活性化統合本部会合

# 目 次

はじめに	1
------	---

## 第1 地方再生の基本的考え方

1 基本理念—地方と都市の「共生」	3
2 地方再生五原則	3
3 平成21年度以降の地方再生の方向性	4

## 第2 地方再生の総合的な取組の推進

1 地域の声に応える相談窓口の一元化	9
2 政府一体となった総合的な支援の推進	9
3 最近の厳しい地方の状況と緊急対策の実施	11

## 第3 地方都市、農山漁村及び基礎的条件の厳しい集落の地方再生の方向

1 地方都市	13
2 農山漁村	16
3 基礎的条件の厳しい集落	19

## 第4 平成21年度における課題分野別施策の展開

1 地域成長力の強化	22
2 地域生活基盤の確保	33
3 低炭素社会づくり等環境の保全	39

# 地方再生戦略

平成 19 年 11 月 30 日 地域活性化統合本部会合

平成 20 年 1 月 29 日 一部改定

平成 20 年 12 月 19 日 一部改定

## はじめに

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るといった悪循環に陥っている。この悪循環を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。

このため、国民が日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、希望と安心の国づくりに取り組むことを基本として、地域間の格差の問題についても、その実態から目をそらすことなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、「地方再生」を進めていくこととした。この地方再生の取組に当たっては、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、平成 19 年 10 月に、全閣僚からなる地域活性化統合本部会合とその下での地域活性化統合事務局を設け、地方再生に向けての一元的な実施体制を整備した。

この「地方再生戦略」は、このような体制の下で、平成 19 年 11 月末（平成 20 年 1 月末に改定）、国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略を取りまとめたものである。その取りまとめに当たっては、首長や地域の民間有識者の方々に、「地方再生政策対話」等において参与としてご参画いただくなどにより、地方の声に真剣に耳を傾け、その真摯な意見を反映させたところである。

今回、「地方再生戦略」の改定に当たっては、原油高・原材料高に始まった地域経済への打撃が、世界的な金融危機により株価の低迷、中小企業の資金繰りの悪化など、さらに深刻なものとなっている中で、地方再生の取組をより「力強く、骨太のもの」とすることを基本に据えた。とりわけ、地域には、優れた地域産業、農林水産業、伝統文化、人材などの豊かな「底力」があり、いたずらに悲観するのではなく、むしろ、この「底力」を引き出

し、地域の自立を促していく中で、我が国の地域の力が原動力となって我が国全体の国力を再び上昇気流に乗せていく道筋を新たに定めていくことを機軸にしている。取りまとめに当たっては、新たに任命された「地方再生」担当総理補佐官の下で、各分野の有識者を交えて活発な意見交換を行った成果も盛り込んだものとなっている。

平成19年度に策定された「地方再生戦略」を、今回の改定によりさらに明確な戦略指針とすることにより、地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を継続し、我が国の地方の自立的な発展を促す考えである。

## 第1 地方再生の基本的考え方

### 1 基本理念—地方と都市の「共生」

今構造改革を進める中で、地域間の格差といわれる問題が生じている。我が国に様々な地域があるように、それらが抱える課題も様々である。この地方再生戦略は、地方の実情に応じ、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつける必要があるとの認識の下、地方再生を総合的かつ効果的に推進することをねらいとするものである。

地方再生の取組に当たっては、生活者の暮らしの確保、中小企業振興、農林水産業振興、交流人口の拡大等それぞれについて進めていく中で、「地方」と「都市」が、ともに支え合う「共生」の考え方に立つことが重要である。二地域居住、観光、体験交流など生き生きとした交流を実現しながら、国民全体がこの考え方を共有し、国の基本方針として明確化することが必要である。

地方の活力の低下は、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安心・安全な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。

人口減少時代に突入した我が国においては、この地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、豊かで持続的に発展する地域社会の実現に向けた取組を長期にわたって継続することにより、希望と安心の国づくりを実現することが必要である。

一方、地方の実情は多岐にわたり、一様ではないことから、生活者や担い手の視点に立って、よりきめの細かい地方再生の取組を具体的に提示する観点から、地方の課題をコンパクトシティ（集約型都市構造）の推進等による経済活動の活発化が求められる「地方都市」、農林水産業等の持続的な発展等が求められる「農山漁村」、国土保全の最前線の役割を担いながらも高齢化に直面する中で生活機能の維持等が必要な「基礎的条件の厳しい集落」（人口規模・世帯規模が小さく高齢者割合が高い集落をいう。以下同じ。）の3つの類型に分けて、取り組むこととしている。

### 2 地方再生五原則

上記の基本理念を実現するに当たり、この地方再生戦略では、これまで以上に地方の声に丁寧に耳を傾け、省庁横断的・施策横断的な観点から、地域のそれぞれの課題に応じた

対応ができるよう、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しするという考え方に立つ。具体的には、以下に掲げる地方再生五原則により、関係主体の密接な連携の下、総合的な施策の推進を図ることとする。

#### ①「補完性」の原則

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。

#### ②「自立」の原則

地域の資源や知恵をいかして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

#### ③「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

#### ④「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

#### ⑤「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

### 3 平成 21 年度以降の地方再生の方向性

平成 20 年度までの地方再生に向けた各省庁の取組により、概ねメニューは出揃ってきたと評価できる。もちろん、支援内容の更なる改善や対策の強化はそれぞれ引き続き取り組む必要があるが、平成 21 年度以降の展開に向けては、急速な少子高齢化が進む中での地方再生の目指すべき方向性を一層明確化するとともに、省庁間連携の強化によるワンストップでの支援の実施や分権型社会構築に向けて地方の自立を促すため地方税財政対策の強化が重要である。

#### (1) 地方再生の目指すべき方向性～「3つの柱」

平成 21 年度以降の地方再生の取組に当たっては、特に「地域成長力の強化」、「地域生活基盤の確保」及び「低炭素社会づくり」の 3 つを柱として進める必要がある。

とりわけ、少子高齢化が進み、もはや公共投資にのみ頼ることはできない地方においては、農林水産業などをベースにしながら、地域産業の活性化、観光等による交流の拡

大により、経済産業の構造についての進むべき方向性を明確にしつつ、取組を急ぐ必要がある。

#### **ア 「地域成長力の強化」の視点**

地域にあっては、外部の経済社会情勢の短期的な変化には左右されない、地域独自の成長力強化の方向性を見出していくことが重要となる。そのため、地域独自の工業製品の開発やブランド化、産学官連携による地域科学技術の振興、地産地消をベースとしながら輸出をも見据えた販路拡大による農林水産業の振興、地域の資源をいかした観光振興などを進める必要がある。とりわけ人口減少が進む過疎地域等においては、農林水産業が核となる。

#### **イ 「地域生活基盤の確保」の視点**

地域の活力を維持・再生するためには、そこに住む生活者の生活基盤の確保が基本となる。特に地域公共交通の確保等の交通基盤の整備、ブロードバンド・ゼロ地域解消や携帯電話不感地帯の解消等の情報通信基盤の整備、遠隔医療などの補完手段も講じながらの地域医療の確保等が極めて重要である。

#### **ウ 「低炭素社会づくり」の視点**

資源・食料の需給逼迫や地球温暖化などの課題に対応するためには我が国の社会構造全体を「持続可能社会」としていく必要がある。とりわけ、我が国は、世界に向けて、「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して 2050 年までに半減」、我が国としても「2050 年までの長期目標として、現状から 60～80%の削減」という目標を掲げている。

今後の地域の活性化は、低炭素社会づくりを目指す中で展開していく必要がある。また、この低炭素社会づくりは、森林整備や耕作放棄地解消に都市が協力することなどを通じて、地方と都市の連携を促す効果もある。

これらの視点を実現するに当たり、定住自立圏構想や広域地方計画などの地域間連携の仕組みの下で、地域活性化の取組を推進する必要がある。特に、中心市と周辺市町村が協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想の推進により、圏域ごとに生活に必要な機能を確保し、地方への人の流れを創出して定住を進める。このため、先行実施団体を始めとする地方公共団体と意見交換しながら、各地域における自主的な取組について、各府省連携して支援措置等を講ずる。

### **(2) 省庁連携の強化～ワンストップでの支援に向けて**

省庁間連携については、「農商工連携」など個別には進んでおり、一元的な相談窓口と

して「地方連絡室」が設置されているが、各省庁の支援メニュー自体は、依然として内容が競合したり、業所管ごとに縦割りの支援になっていたりするなど、利用者本位の対応にとって十分とはいえない。

この省庁間連携の取組については、とりわけ、

- ① 地域を活性化させるには「人材力の強化」が必要であること、また、
- ② そのような人材を活用しながら、農林水産業、建設業、観光業、交通業、福祉介護などを「複業化」して総合展開していくことにより少子高齢化等の影響を強く受ける「地方」を支える必要があること

にかんがみ、この「人材力の強化」と地方での「複業化推進」の2つについて省庁間連携による取組の強化にまず着手する必要がある。

#### **ア 地域の「人材力の強化」**

地方の元気を引っ張るのは、何よりも実行力のある人材である。外部の人材、地元  
に現にある人材、団塊世代・若年者・中堅・女性など、活用すべき人材は多様である  
が、人材の育成は地域の自立にとって最大のテーマである。

政府においては、地域を支えるのは「産学官民」それぞれのレベルの人材力である  
との視点に立ち、地域活性化に向けての税財政面での支援を、地域の自立を支える人  
材の育成サポートを第一とする方向に大きく転換する必要がある。

このため、以下の取組を行う必要がある。

##### **(ア) 地域における担い手となる人材の育成**

地域における担い手となる人材について、外部人材の派遣、「農業普及指導員」な  
ど地元  
に現にある人材の活用、都会の団塊世代、若年者、中堅各層、女性など多様  
な人材の活用等の取組を進める。

その際、特に、人材を継続的・安定的に活用する仕組みを構築し、人材が地域に入  
ってプロデュース力を発揮できるよう検討を進める。また、地域の担い手相互のネ  
ットワーク化に対する支援も行う。

このような取組を通じ、将来に向け、「人づくり」に関して省庁横断の枠組の構築  
を検討する。

##### **(イ) 地域と大学等の連携を通じ、地域での「産学官連携」の推進**

地域の様々な主体と大学等との連携を進める中で、地方大学等の教育研究機能の  
一層の充実や大学間連携に対する支援に加え、例えば、三大都市圏の大学等の有す



る技術力の地方への積極的な移転の推進を図るなど、都市と地方の連携を強化する。

また、地域の産業活性化を支えるクラスター政策の省庁間連携やこれらクラスターの広域・海外展開に向けた取組を進める。

#### **(ウ) 地域内及び地域相互間連携を活発化させる「コーディネーター」活動**

地域における産学官の関係者間の取組を調整する「地域内コーディネーター」に加えて、地域間のネットワークを調整する「地域間連携コーディネーター」の活動の活発化や、省庁間連携によるコーディネーターの育成等を図る。

具体的には、上記の取組を今後積極的に展開するため、次のことを進める。

##### **a 「人材力が引っ張る地方の元気回復プラン」の策定**

関係省庁の今後の取組展開を政府全体のプランとして取りまとめ、上記の課題について、省庁連携で取り組むこととする。

また、同プランの実行に当たって、地域において、地域のニーズに対応した「産学官」連携モデル事業を展開し、その中で、各省庁の取組の統合化の実証実験を行うとともに、その成果を客観的に評価できる手法を併せて検討する。

##### **b 地方の元気応援人材ネットワークの構築**

地域の人材を育成する専門家の派遣などについて、各地域からの直接アプローチの便宜にも資するよう、全国・各地域別、各専門分野別に専門家の人材リストを整理する。

#### **イ 地方での複業化推進**

もともと地方では複業・兼業が当たり前であったが、戦後、各事業の振興法などにより、各事業が専門・高度化し、それが高度成長を支えた。

しかし、我が国全体が少子高齢社会に入り、とりわけ地方においてはこの傾向が顕著となり過疎化も進行する中で、地域の人材力を活用しながら、農林水産業、加工・販売、介護・保育、生活交通、廃棄物処理・リサイクル、建設業などの事業を複業化し、地方の産業や暮らしを支えることが求められている。特に、農林水産業などの再生にとっては、このような「複業化」の視点を持つことが必要不可欠と思われる。

さらに、この「複業化」の取組を需要サイドも含めた取組に拡大することにより、「複業化」が地域の将来の成長力の基盤ともなる。

このような視点に立ち、各事業の質の確保にも留意しつつ、地方では複業展開が容易となるよう、事業面の規制や必要な支援などにつき、構造改革特区制度も活用しな

がら、政府を挙げて取り組む必要がある。

中でも、地域の建設業が保有する人材、機材やノウハウ等を活用した複業化により、地域においてプラス $\alpha$ の仕事を生み出す取組（林建共働等）を各省庁連携して進める必要がある。

「林建共働」については、具体的には、

○森林吸収源対策として、増加している間伐量

○建設企業の持つ人材や機材の活用が可能

といった観点から建設企業が間伐実施のための路網整備等に取り組むことが、地域の経済と雇用に波及効果をもたらすものとして期待されている。

そこで、地域での問題意識を共有した上で、地域関係者による協議会を構成し、林・建それぞれの意識改革や地域の合意形成を促進しながら、国として、事業の立ち上げ支援、共働のきっかけとなる作業道の作設等を強力に進めることとする。

### **（３）地方分権や地方税財政対策の強化**

地方再生を進めるに当たっては、地方分権改革を推進し、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行い、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方公共団体に対する一層の権限移譲を推進する。また、財政面からも、地方が自立できるよう、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備を目指し、引き続き地方税財政改革に取り組む必要がある。

## **第2 地方再生の総合的な取組の推進**

地方再生の推進に当たっては、国が施策分野ごとにあらかじめ基準を示すやり方ではなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を政府として省庁横断的・施策横断的な視点からの確に後押ししていくという大きな発想の転換を図ることとした。このような考え方に立ち、平成19年11月に策定された「地方再生戦略」に基づき、以下のような各省庁連携のもとでの総合的な取組展開を行ってきた。平成21年度以降もこの方針に基づいて取組を展開していく。

### **1 地域の声に応える相談窓口の一元化**

#### **(ブロック別担当参事官制の導入と地方連絡室の設置)**

地方再生の取組の推進に当たっては、これまで以上に地域の声に耳を傾けるため、地域活性化に関する国の相談体制のワンストップ化を進めることとした。具体的には、地域活性化統合事務局において地域ブロックごとに担当参事官を設けるとともに、地域ブロック別担当参事官と各省庁の地方支分部局との連絡協議を密にするために、地域ブロックごとに「地方連絡室」を設置し、その体制の下で一元的に相談に応じ、地方再生の取組を総合的な支援の実施に至るまで一貫してフォローすることとした。

「地方連絡室」は、平成20年2月に設置され、地域活性化統合事務局職員が全国8つのブロック担当として各地方連絡室員となるとともに、各地方支分部局の職員が地方連絡室員として地域活性化統合事務局職員に併任発令され、各地域ブロックごとに、国の地方支分部局が連携して地域活性化に取り組む体制となっている。

また、地域づくり活性化総合情報サイトにより、地方再生の施策や取組事例等の情報を使いやすい形で提供している。

#### **(地域活性化応援隊の全国展開)**

この一元化された相談体制の下で、引き続き各省庁が連携し、地方の実情を熟知した民間の地域活性化伝道師とともに地方に出向く地域活性化応援隊を全国に派遣し、地域からの相談に応じる。

### **2 政府一体となった総合的な支援の推進**

政府としては、内閣官房を中心に従来から都市再生、構造改革特別区域、地域再生及び中心市街地活性化の取組を進めてきており、平成19年度においては、民間の発意を起点と

する取組を後押しする方向への転換の第一歩として、雇用情勢の厳しい道県を対象に追加支援を緊急かつ総合的に実施する「地方再生モデルプロジェクト」を推進した。

しかしながら、地域の創意工夫や発想を「起点」にする考え方を実践していくためには、地域活性化統合事務局が中心となった一元的な相談窓口体制の下で、地方の声を十分に反映させる道筋をより明確化していくための取組を強化する必要がある。

このため、平成20年度、地域の住民や民間団体の創意工夫や発想を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する新たな取組として「地方の元気再生事業」を創設し、7月11日には120件の事業を選定した。この事業は、省庁横断・施策横断の視点に立って、地域の自由な取組に対しての包括的な支援を実施するものであり、国が基準をあらかじめ設定するのではなく、地域の声にまず真摯に耳を傾けることを出発点とする方向へ、政府として大きく舵を切ることを基本とするものである。

また、各省庁においても、以下に例示するように省庁横断的・施策横断的な取組を進めてきているが、この「地方の元気再生事業」は、各省庁による地方再生の取組の方向性を定めていく上で「<sup>へさき</sup>舳先」としての機能を果たすものである。

具体的には、地方連絡室の活動を通じて、この事業の推進と各省庁における地方再生の取組相互の有機的な連携に向けて、地方の声を受け止めながら役割を発揮する中で、政府を挙げての総合的な支援を推進する体制をさらに整えていくこととする。

構造改革特別区域計画・地域再生計画・中心市街地活性化基本計画の認定については、上記体制の下で引き続き一体的に取り組む。

#### **(省庁横断・施策横断の主な取組事例)**

- ・農林水産業、商業、工業が連携し、新商品開発や販路拡大等について、人材や知恵などの経営資源を結集する「農商工連携」の取組を推進
- ・小学生を農山漁村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進し、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備を促進するなど、都市と農山漁村の共生・対流を推進
- ・企業立地を呼び込む広域的な連携基盤への投資、歴史・文化等をいかしたまちづくりなど、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援を実施
- ・地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の財政支援措置を講ずる「頑張る地方応援プログラム」を展開。平成20年度以降は、財政支援等に加えて、人材の紹介・派遣や研修など、地域を支える人材の育成・

活性化を支援し、地域力の創造を図る取組を積極的に展開

- ・政府一体としてのITの利活用に係る支援をより強力かつ迅速に実施するため、IT戦略本部が決定した「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」に基づく取組を推進
- ・総合科学技術会議が決定した「科学技術による地域活性化戦略」（平成20年5月）に基づき、科学技術による地域の活性化を図る取組を推進
- ・観光圏の形成による滞在日数の増加を図る観光圏整備事業の推進、外国人旅行者や国際会議等の誘致など、観光立国実現の取組を推進
- ・地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域住宅交付金、地域再生基盤強化交付金等施策横断的交付金プログラムの戦略的な活用を推進
- ・道路、港湾、空港、ブロードバンドネットワーク等交通・情報通信基盤等の整備を推進
- ・補助対象財産の転用等の更なる弾力化や補助金等の申請手続きの一層の簡素化を政府一体となって推進

なお、地方再生5原則の「透明性の原則」に基づき、第三者の目を入れた客観的な実施が求められていることを受け、地域活性化統合事務局においては、平成20年3月に、民間の有識者による「地域活性化戦略チーム」を設置した。このチームにおいて、地方の元気再生事業の案件選定、構造改革特区、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定等に際して、引き続き助言や評価をいただく。

### 3 最近の厳しい地方の状況と緊急対策の実施

平成19年度前半は緩やかな景気回復基調にあり、その中で、地方と都市の格差の拡大を防ぐ取組を展開した。しかし、平成19年度後半以降、まず世界的な原材料・食料価格高騰の波が押し寄せ、加えて、サブプライムローン問題に端を発した金融危機は世界経済に深刻な打撃を与える状況にまで至っている。そうした中で、我が国の地方経済は、株価の低迷や中小企業の資金繰りの悪化などにより、景況感が大幅に悪化し、有効求人倍率が軒並み低迷するなど、深刻な状況となっている。

このような深刻な事態に対処するため、平成20年8月には「安心実現のための緊急総合対策」、同10月には「生活対策」を取りまとめ、その中には、高速道路料金の大幅引下げ、

農林水産業活性化、中小・小規模企業等再生、商店街活性化等地域経済活性化、観光立国推進等地域活性化のためのさまざまな取組を盛り込んだ。

また、「安心実現のための緊急総合対策」において、「地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金」260億円を創設するとともに、「生活対策」においては、「地域活性化・生活対策臨時交付金」約6,000億円の創設も図ることとしており、地方経済の再生・活性化に向けての特効薬として期待される。

### **第3 地方都市、農山漁村及び基礎的條件の厳しい集落の地方再生の方向**

#### **1 地方都市**

##### **(1) 現状と課題**

地方都市は、人々が稠密に居住し、商業、工業等の産業活動を行い、交流するなど様々な経済・社会活動を営む場であり、地域経済の中心として、また、周辺農山漁村等を含めた地域住民の様々な生活上のニーズに応え得る広域的な拠点として、地域全体を牽引する力を発揮し続けなければならない。しかし、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等の利便施設や市役所等の公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行している。

こうした地方都市の現状は、当該都市機能の低下のみならず、周辺農山漁村等を含めた広域的な交流の拡大を阻害するなど地方の活力の低下をもたらすものである。

##### **(2) 施策展開の方向**

地方都市は、地域経済の中心として、地域住民や事業者等による経済活動、社会活動、文化活動が活発に営まれる地域の牽引車の役割を果たすとともに、低炭素社会づくりの実現が強く期待されている。

また、商業や公共サービス等多様な都市機能が集積するコンパクトシティ（集約型都市構造）へと都市構造を転換すること等を通じて、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、賑わいと活力のあるまちづくりを進めることが期待されている。

地方都市における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、まちなかへの都市機能の集積等により、中心市街地における小売販売額の増加等の経済活動の活性化、企業立地の増加、様々な新規産業の創出、交流人口の増加等を目指す。

##### **(地域の強みをいかした産業活性化、中小企業振興等による地域経済の牽引)**

このため、施策展開の方向として、第一に、地域経済を牽引し、地方都市の再生の鍵を握る産業の分野では、地域の強みをいかした産業集積づくりを促進するため、企業立地促進法に基づき企業誘致等に計画的に取り組む地方公共団体を支援する。加えて、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組として、新たな企業立地を呼び込む空港、港湾、道路等の広域的な連携基盤への集中投資を行う。このほか、臨海部の産業物流を効率化

することにより、地域産業の活性化・立地促進を図る地区を形成する。

あわせて、地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品の開発及び市場の開拓の促進、地域の企業を育成する地域イノベーションの強化等も推進する。

上記の取組について、地域クラスター等の形成を戦略的に推進し、産学官連携による多様性のある地域科学技術拠点群及びグローバル科学技術拠点の形成を図る。また、コミュニティ・ビジネスの振興等の取組を進めるとともに、地域力再生機構を早期に創設・活用する。

さらに、中小企業の生産性の向上に向けて、付加価値の創造、経営力の向上、公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備と併せ、サービス産業の生産性向上のための基盤整備等を目指す。また、中小企業の再生を図るため、中小企業再生支援協議会における専門家による相談対応・助言、再生計画策定や金融機関との調整の支援を行う。あわせて、適正価格による契約の推進、地域総合産業化の支援等により、技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境を整備し、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を図る。

加えて、金融面からも地域産業の再生と活性化に資するため、政策金融の活用、政策金融機関等による地域の情報へのアクセスの向上や地域の知恵の有効活用、地域金融機関における地域密着型金融・中小企業金融の円滑化の一層の推進を図る。

### **(生活者にとって暮らしやすいまちづくり)**

第二に、高齢者を含めた多くの生活者にとって暮らしやすいまちづくりを中心市街地などの既存ストックや地域資源をいかしつつ進めていくこととする。具体的には、暮らしを支える商業機能の確保はもとより、賑わい拠点の創出、街なか居住の推進、空き家の活用等による中心市街地の活性化を図る。

そうした中で、地域医療を支える医療従事者の確保、地域において安心して子育てができる環境の整備、介護サービスの確保、ケア付き住宅の整備、安全・安心なまちづくりの推進、住宅の長寿命化による住生活の安定の確保を図る。また、建築物・交通機関・歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図るとともに、バス、地方の鉄軌道等の地域公共交通の活性化・再生、次世代型路面電車システム（LRT）等の活用による総合的な交通施策を戦略的に推進する。加えて、これらの取組を通じ、低炭素社会づくりの実現を図る。

### **(持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の推進)**



第三に、持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の分野では、幹線交通・物流ネットワークの強化を図るほか、二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」、観光・体験交流、農山漁村との交流等による交流人口の増加等を目指す。

また、国内外との観光交流促進のため、観光モデルルートの開発や広報活動を広域的に連携して行う観光圏整備、ビジット・ジャパン・キャンペーンのほか、国際会議等の開催・誘致などの取組を促進する。さらに、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組として、歴史的な遺産の活用等による魅力あるまちづくりと一体となった広域的な基盤を整備する。

### **(多様な主体によるまちづくりの推進と地域コミュニティの再生)**

これらの施策展開を図る上で担い手の果たす役割は極めて大きい。そこで、各地方都市の実情に応じて、都市機能の向上を図るため、民間の力をいかした地域参加によるまちづくりを推進するための枠組みの整備や支援の充実、人材派遣等まちづくりの人材・ノウハウの活用や民間都市開発に対する金融支援を着実に行う。

また、雇用の確保を図る観点から、若者・高齢者・女性の雇用の促進、中小企業の労働力確保の助成、働き手の事情に応じた働き方が選択できるテレワークの普及促進に取り組む。

さらに、地域活性化の担い手となる幅広い人材育成に資するため、戦略的な大学間連携及び産学官連携を進め、大学等有する人的・知的資源の有効活用を図るほか、地域コミュニティの再生等を目指した地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実等に取り組む。

## 2 農山漁村

### (1) 現状と課題

農山漁村は、国民の食料の安定供給の確保を担うだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化防止、文化の伝承の機能といった多面的機能の発揮に重要な役割を果たす農林水産業を中心に持続可能な国民の暮らしを支えている。また、健全な地域コミュニティを形作り、人材を育て、供給する大切な場となってきた。しかし、農山漁村においては、農林水産業をはじめとする地域の産業の低迷やそれに伴う雇用機会の減少、医療・地域公共交通等の生活機能の利用利便の低下、人口減少・高齢化さらには後継者不足によるコミュニティ機能の低下が進行している。

以上のような状況に直面する中で、今後も農山漁村の活力の低下が懸念される。このことは、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安心・安全な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。

### (2) 施策展開の方向

農山漁村は、引き続き国民の食料の安定供給の確保や様々な多面的機能を果たすことが期待されている。農山漁村における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、農林水産業やその他の地場産業の生産の確保、雇用の確保、定住・交流人口の維持・拡大等を目指す。また、農林水産業の有する食料等の供給の機能はもとより、農業や森林などが有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるようにすることを目指す。

#### (地域の基盤となる農林水産業等の再生)

このための施策展開としては、農山漁村の場合は、人材への直接支援等を通じた地域経済の活性化と農山漁村集落の再生による「新たなむらの再生」を後押しする観点から、第一に、地域の基盤となる農林水産業等の地域産業の再生が必要である。このため、「地域の宝」である農林水産物を活用した新たな産地づくりを地域一体となって展開できるよう、生産・加工・流通施設や地産地消の推進を図る直売所の整備等への支援を行う。また、「農地改革プラン」(平成20年12月)に基づき、農地について貸借の促進による有効利用を促進するとともに、集落営農への参加支援、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等への支援をはじめ、農業に従事する高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりを促進する。

また、担い手向けサポート活動等の実施により、意欲と能力のある担い手の育成・確保に努める。さらに、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、昨年末に創設された市町村特認制度等の内容の周知を図りながら、土地利用型農業の体質強化に向けて着実に推進する。

農山漁村においては、産地競争力の強化に加え、雇用を生み出す新たな地域産業の創出等を図り、地域を維持していけるようにすることが、ひいては、農林水産業を守っていくことにもつながる。地域産業の再生の総合的な取組としては、地域の雇用情勢にも対応しながら、農商工連携の促進を通じた新商品開発・販売の支援、地域イノベーションの促進、農林水産品・地域産品の販売や輸出の促進、有機農業の推進等を図る。また、新規企業の計画的な立地を進めるとともに、建設業等が中心となって地域産業の複業化（建設業、農林業、環境、観光等の複業化）による取組の促進を図る。

このほか、耕作放棄地の解消・発生防止、特にその再生・利用に向けた取組とともに、鳥獣被害対策や有害生物への対応等を進める。また、地域の雇用増加に結びつく間伐等の森林整備・保全や森林資源の利活用への支援、林業の担い手の確保を目指す「緑の雇用」の推進を図る。さらに、収入の変動の緩和等を図る新しい漁業経営安定対策、燃油高騰も踏まえた操業経費の減少や省エネルギーを目指す漁船漁業構造改革に取り組むとともに、魚介類の生息産卵場となる「海の森づくり」や干潟の造成・保全等の漁場整備を目指す。

また、農林水産業等の再生の取組を通じ、森林整備等による低炭素社会づくりの実現に向けた取組を推進する。

### **（医療、生活交通等の生活者の暮らしの確保）**

第二に、生活者の暮らしを支える施策の展開が重要である。具体的には、まず地域医療を支える医療従事者の緊急な確保、地域の救急医療体制の充実、ITを活用した遠隔医療の推進を目指す。また、少子高齢化に対応し、高齢者の介護サービスの充実、子どもや高齢者の見守り等の取組を推進する。

さらに、農山漁村地域の防災・国土保全機能の維持に関する取組、地球温暖化の防止と森林資源の次世代への継承を図る美しい森林づくりの推進等の豊かな自然環境の保全に関する取組のほか、漂流・漂着ゴミ対策を進める。

これらの取組に加え、生活交通の維持確保のため、地方バスの再生、コミュニティバスの導入等を図るとともに、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話

のエリア整備を進める。

### **(地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携)**

第三に、持続可能な地域の発展を支えるためには、農山漁村と都市の循環・交流・連携の取組が不可欠である。交流の分野では、まず若年世代や団塊の世代の方々を巻き込みつつ、農山漁村活性化法等による農山漁村への定住・滞在や農山漁村と都市の交流の加速化を図る。また、二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」の推進、地域資源をいかした観光・体験交流の推進、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等のニューツーリズムの普及や、果樹・野菜、棚田オーナー制を通じた交流の推進等の取組を進める。さらに、小学生を農山漁村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進することとし、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備等を促進する。

### **(次世代の人材の育成を担う地域コミュニティの再生)**

以上の取組の展開にあわせ、地域の雇用に関する取組として、雇用改善の動きが弱い地域の地域雇用対策等に取り組む。また、団塊の世代が定年後再び田舎で活躍する「人生二毛作」や田舎で新たな価値観とスタイルを確立しようという「スローライフ&ジョブ」等の新たな担い手確保の取組を進める。地域の教育に関しては、過疎地域等における学校の統合時に、児童生徒の遠距離通学に対して、通学の手段を配慮する。

農山漁村集落の地域コミュニティの再生等を図り、地域の活性化を進めるには、何といても人が重要であり、地域の農業者だけでなく、一般住民や外部の専門家等も含む「新たなネットワークの形成」が重要である。このことを踏まえ、地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実やコミュニティ・リーダーの育成に取り組む中で、高齢者を見守るネットワークづくりや次世代を担う人材を地域が育成していける環境づくりを進める。また、農林漁業に関連した「祭り」、「伝統文化」、「景観」等の保全・復活を目指す。さらに、学校の統合に伴う廃校等の地域ストックの有効活用等の取組を進める。

### 3 基礎的条件の厳しい集落

#### (1) 現状と課題

基礎的条件の厳しい集落は、地域住民の生活の場であるだけでなく、その地理的条件から見て、耕地や森林を維持することを通じ、国土や環境の保全等の面で最前線の役割を担っている。例えば、河川の源流地域等の集落が管理する棚田や森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止、林産物の供給等の機能を果たしているし、集落の地域コミュニティは、郷土文化の継承の面でも機能を果たしている。しかし、我が国の基礎的条件の厳しい集落の多くは、病院・診療所の統廃合に伴う医療の確保の困難性、路線バスの再編等に伴う生活交通の確保の困難性、離島航路・航空路維持の困難性、農林業等の地域産業の衰退、耕作放棄や間伐の遅れ等による土地の荒廃、生活店舗の撤退、人口減少・高齢化によるコミュニティ機能の崩壊（共同作業の支障、郷土文化の維持の困難性等）など、その存続が危ぶまれる現実に直面している。

こうした中で、その集落に住み続けたいという思いで努力を続けられている住民の方々も多く、そうした努力を支えるNPOの活動も見られる。これらの基礎的条件の厳しい集落を放置しておくことは、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化といった国全体にとっての様々な弊害をもたらすことにつながりかねない。

#### (2) 施策展開の方向

基礎的条件の厳しい集落については、国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の伝承等の様々な多面的機能を有しているなど、国民生活の面から見ても高い価値を有していることを踏まえ、集落の状況や住民の不安・要望について十分な目配りを行いつつ、集落を活性化し、住民の生活の維持を図ることを目指す。

##### (生活者の暮らしの維持確保)

このための施策展開としては、第一に、生活者としての暮らしに必要な医療・福祉のサービスが受けられ、生活交通が維持確保され、必要な情報通信のサービスも受けられなければならない。まず地域医療の確保を図るため、ドクターヘリの導入等による広域救急医療体制の整備、ITを活用した遠隔医療の推進を目指す。

また、少子高齢化に対応し、高齢者の介護・福祉サービスの確保、高齢者のケア付き住宅の整備と地域による高齢者の見守りシステムの普及等の取組を進める。

さらに、防災・国土保全機能の維持や、美しい森林づくりの推進など自然環境の保全に取り組む。これらの取組に加え、生活交通の確保を図るため、地方バスの再生、乗合タクシーの導入等の取組を進めるほか、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話のエリア整備を進める。

### **（担い手による地域の産業の再生）**

第二に、生活者の暮らしの維持確保と密接に結びつきながら地域の産業の再生が図られなければならない。具体的には、建設業等からの参入者や意欲のある地域の担い手を中心となって、地域の産業を再生しながら、その特産品を活用して、地産地消の推進、域内外への販路拡大、観光交流の拡大、さらには生活交通の維持、高齢者福祉サービスなどにも結びつける地域一体的なビジネスモデルを展開し、「複業化」を図る。また、地域食材等の地域資源をいかした地域産業の活性化や新たな産業の創出等を図る。

このほか、中山間地域直接支払制度を活用した農業生産活動の継続の支援、放牧の推進を図る。また、間伐等による森林の適切な整備・保全や、森林施業の集約化を推進するとともに、林業就業意欲のある若者等を育てる「緑の雇用」の取組を進めるほか、森林資源の利活用を促進する。さらに、鳥獣被害の防止を図るため、捕獲体制の強化、侵入防止等の鳥獣被害対策を進める。

### **（域外との交流の維持・促進）**

第三に、このような取組の展開の中で集落の活性化を図るには、域外との交流の維持・促進も重要である。このため、都市との間などで、二地域居住やU J Iターン等の「暮らしの複線化」、観光・体験交流、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等のニューツーリズムの普及、棚田オーナー制を通じた交流等を進める。その際、集落における小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備等を促進する。

### **（地域コミュニティの維持・再生）**

以上の取組を通じ、集落機能の担い手の雇用の場の確保を図るとともに、テレワークの普及の取組を進める。また、へき地の学校の教育条件の確保を図る。さらに、地域コミュニティの機能の再生を図るため、複数集落単位の協力体制の構築、NPOとの協働による支援のほか、官民の多様な主体が連携した「新たな公」の創生を支援する。加えて、郷土文化を後世に残すデータベース化等を目指すほか、廃校等の地域ストックの有効活用を進める。

### **（離島地域の再生）**

離島地域については、人口の減少や高齢化が進む中、海を隔てた輸送コストを負担するため、企業立地等による産業振興を図ったり、観光交流等の交流の促進を図ったりしていく上で本土と比べて不利な条件が存在している。特に、昨今の燃油費高騰はこの傾向に拍車をかける状況になっている。

このため、以上の取組に加え、離島航路・離島航空の維持確保、情報格差の是正に向けた情報通信基盤の整備、石油製品の流通合理化に向けた取組を促進する。

## 第4 平成21年度における課題分野別施策の展開

ここでは、地域成長力の強化、地域生活基盤の確保、低炭素社会づくりという3つの柱に沿った基本的施策を例示する。これらの施策は、平成21年度の実現を目指して取組を進めるものである。

\*各施策については、主に地方都市の課題への対応に役立つと想定されるものを「都市」と、主に農山漁村一般の課題への対応に役立つと想定されるものを「農村」と、主に基礎的条件的に厳しい集落の課題への対応に役立つと想定されるものを「集落」と、すべてに共通するものを「共通」という印で示す。

### 1 地域成長力の強化

#### (1) 新産業創出（地域イノベーション）・新規企業立地の促進

##### ア 企業立地促進等による産業集積づくり

「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、地域の強みをいかした産業集積づくりを目指す地方公共団体の計画的取組に対し、設備投資促進税制や工場立地法の特例措置、ワンストップ・サービス体制の整備や人材育成・施設整備に対する支援を行う。 「都市」・「農村」

また、新たな企業立地と連動した空港、港湾、幹線道路ネットワーク、アクセス道路の整備により、企業投資の誘発や雇用の創出を図る。さらに、臨海部において効率的な産業物流が実現する地区（臨海部産業エリア）を形成し、地域産業の活性化・立地を促進する。 「都市」・「農村」

##### イ 地域イノベーションの強化

地域の潜在能力を引き出す環境を整備するため、地域活性化に資する地域発のイノベーションが次々と創出される環境を形成する。具体的には、地域の研究機関等が連携・共同して、各機関が有する研究開発資源の相互利用の促進と企業等への利用開放を図る全国9ヶ所の地域イノベーション創出共同体による取組を強化する。また、産学官が地域イノベーション創出のために行う実用化研究開発や新技術シーズを生み出すための共同研究を支援する。 「都市」・「農村」

さらに、地域の資源をいかし、新たな需要や雇用の創出につながる新食品・新素材をはじめとする新製品・新サービスの開発や新生産システムの確立など、地域イノベーションを先導する研究開発を、産学官連携を図りつつ推進する。あわせて、地域の



実情に応じた研究成果の活用・普及を図る。 [共通]

加えて、各地域に立地する独立行政法人、大学等の先端研究施設を企業等に開放し利用を促進することにより、我が国全体の研究開発能力の向上を図るとともに、当該地域を中心としたイノベーションの創出と地域活性化に貢献する。 [都市]・[農村]

また、地域発イノベーションの推進を担う幅広い支援機関が、コーディネーター人材流動性促進及び共通課題の解決等に向けた活動を通じて広域的な産学・産産連携の促進等を図る観点から、全国イノベーション推進機関ネットワーク（仮称）を設立する。 [共通]

### ウ 地域クラスターの形成

「産業クラスター計画」で重点化した対象分野及び対象地域並びに「食料産業クラスター」を形成する地域において新事業創出支援を加速する。 [都市]

地域の強みをいかし、国際競争に打ち勝つことのできるコア技術を持つ地域に対し、重点的に支援を実施するなど、知的クラスターの形成を一層促進する。 [都市]

さらに、国内外のクラスター間同士の連携を支援することにより、最適な産学連携のネットワーク形成を図る。また、産学連携によって創出された新たな製品・サービスの販路拡大に向けて、地域企業と海外市場との「つながり力」強化を支援することにより、新たな市場開拓による地域企業の成長力強化を図る。 [都市]

### エ ICTを活用した新産業創出

ICT基盤を活用した新規性・先進性の高い事業展開を加速化するための実証実験等の実施、我が国が得意とするユビキタス関連技術等の国際展開を戦略的に進めるための総合的な施策の推進などの、ICT先進事業国際展開プロジェクトを推進する。また、地域発・国際展開可能なICTサービスの確立、地域再生・産業創造等の推進のため、電波の利用に係る環境の整備等を行う「ユビキタス特区」において、地域における総合的なプロジェクトを進める。 [都市]

### オ 農村地域への工業等の導入

農村地域工業等導入促進法に基づき農村地域への計画的な工業等の導入を図る。 [農村]

### カ 地域の雇用創造

地域の雇用創造を促進するため、創業者等の活動を通じて波及的に地域内の雇用機会を増大させる創業等に要した費用の一部を助成する。 [共通]

また、新商品の開発等リスクを伴う事業を一事業主ではなく地域全体で実施する取組を支援する。 共通

## (2) 地域資源をいかした地域産業の活性化

地域力連携拠点をベースに地域資源を活用した新事業展開、地場産品の全国展開、海外輸出等をワンストップで支援する。中小企業による地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発・「JAPAN ブランド」の確立・市場化を促進するため、中小企業地域資源活用促進法を柱に、「中小企業地域資源活用プログラム」により総合的に支援する。具体的には、マーケットに精通した専門家による助言や試作品開発に対する支援等を行う。 共通

また、地域に存在する多様な素材（歴史、文化、伝統産品、自然等の地域資源（地域ソフトパワー））を国内外に広く発信し、誘客や物販促進を図る取組を支援する。 共通

さらに、自ら考え行動する農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫と協働により、農山漁村の有形無形の資源を活用した取組、全国のモデルとなるような「立ち上がる農山漁村」の取組を進める。 農村

## (3) 科学技術による地域活性化

「科学技術による地域活性化戦略」等を踏まえ、下記ア及びイをはじめ、産学官連携による多様な地域科学技術拠点群及びグローバル科学技術拠点の形成支援等を行う。

### ア 大学等と地域の連携強化

地域の「知」の拠点である大学、研究機関等と地域の自治体や企業が連携し、優れた知識や技術をいかした取組が展開されるよう、「産学官連携」を強化し、地域におけるイノベーションの創出を図る。 都市・農村

その際、大学等における知的財産戦略が持続的に展開されるよう、国公立大学を通じて多様な特色ある取組を支援し、シーズ（研究成果）等の知的財産の創造・保護・活用を推進する。 都市

さらに、各地域に立地する独立行政法人、大学等の先端研究施設を企業等に開放し利用を促進することにより、イノベーションの加速と地域活性化に貢献する。 都市・農村

### イ 地域における科学技術・技能人材の育成

地域産業の活性化を図るために、地域において大学・高等専門学校等と地域の自治体や企業が連携し、地域ニーズに応える研究・技術開発人材、専門的な技術・技能を

継承する人材、地域イノベーションを担う事業化支援人材等の育成・定着・循環を図る。 共通

その際、地域活性化の担い手となる多様な人材の育成に資するため、地方の大学等の教育研究機能の一層の充実を図る。 都市・農村

#### (4) 農商工連携の推進

地域経済活性化のための「農商工連携」の促進の取組を進める。具体的には、地域産品に関する新商品開発・販路拡大の支援、植物工場を始めとするイノベーションの促進、農業にITを活用した取組の促進、地域における知的財産の戦略的な創造・保護・活用促進、農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進、地域産品の輸出促進、関係省庁による広報・普及活動の推進等を図る。 都市・農村

#### (5) 農山漁村の活性化と農林水産業の再生

##### ア 農業の担い手の育成・確保

地域段階の担い手向けサポート活動の一元的実施や、経営診断の実施、法人化への取組の推進により、意欲と能力のある担い手の育成・確保を図る。あわせて、集落営農への参加支援、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等への支援をはじめ、農業に従事する高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりを促進する。 農村・集落

農内外からの若者の就農促進、他産業を経験した団塊世代の農業への参入促進のため、情報提供から参入、定着まで各段階に応じた支援を行う。 農村・集落

農地の貸借による企業等の農業参入の促進のため、研修会・個別相談会等の実施、農業用機械のレンタルサービスの確立支援、企業等が実施する簡易な土地基盤整備への支援、技術習得・加工品開発等の活動支援、農業参入法人への融資等を実施する。 農村・集落

##### イ 地域の農業の経営基盤の強化

「地域の宝」である農林水産物を活用した新たな産地づくりを地域一体となって展開できるよう、生産・加工・販売等への支援を行う。具体的には、食料産業クラスターの形成による国産農林水産物を活用した新商品開発・販路拡大、学校給食や社員食堂に地場農産物を安定的に供給する取組への支援等地産地消の推進、品質管理手法(HACCP(危害分析重要管理点)等)導入のための人材育成、地域ブランド化、輸出促進、環境保全型農業の推進、国産バイオ燃料の生産拡大やバイオマスタウンの構築

の支援等のバイオマス利活用の推進など新たな農林業の展開や産業の創出等に取り組む。

農村・集落

農業生産・経営が展開される基礎的な資源としての農地について、「農地改革プラン」（平成20年12月）に基づき、優良な状態で確保し、貸借の促進によりその有効利用が図られるようにし、もって意欲のある者に農地が集積されるようにしていく。

農村・集落

農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図る中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、農林業等の基盤整備を進める。

農村・集落

我が国の貴重な食料生産装置である水田をフル活用し、自給率の低い大豆・麦・飼料作物や、米粉用米、飼料用米等の新規需要米の需要に応じた生産の拡大等を促進する。

農村・集落

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、昨年末に創設された市町村特認制度等の内容の周知を図りながら、土地利用型農業の体質強化に向けて着実に推進する。

農村・集落

#### ウ 耕作放棄地の解消・発生防止等

平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消することを目指して、耕作放棄地の再生・利用に向けた地域の活動（耕作放棄地を営農可能な状態に回復するための取組や施設等の補完整備、農地利用調整、営農定着活動等）や農業生産基盤整備を支援するとともに、食料自給率向上戦略作物の増産対策等の関連施策と連携し、耕作放棄地の再生・利用を促進する。

農村・集落

#### エ 鳥獣被害の防止

鳥獣被害対策として、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、捕獲体制の強化、捕獲方法の改善、侵入防止、効果的な被害防除技術の開発、野生鳥獣を活用した地域特産品の開発及び観光への活用の促進を図る。

農村・集落

#### オ 地域の森林・林業の再生

低炭素社会の実現と森林資源の次世代への継承に向け、間伐等の森林整備・保全の着実な推進、美しい森林づくり推進国民運動の充実等を図る。また、国産材を活用する住宅に関するワンストップ相談窓口の創設などを通じた「長期優良住宅」等への国産材利用促進、地域の製材工場の連携による加工流通体制の構築等により、国産材の

利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を進め、地域の活性化・雇用の場の確保を図る。 農村・集落

森林の保全・整備に意欲を有する若者等の就業と地域への定着を進めるため、「緑の雇用」による担い手対策を活用し、安全で効率的な林業の実施に必要な技術・技能を付与する取組を進める。また、低コスト施業等の実施に必要な技術・技能の付与に取り組む。 農村・集落

### カ 地域の水産業の再生

漁船漁業に関し収益性重視の操業・生産体制の導入等を図る漁船漁業構造改革対策及び積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象とする新しい漁業経営安定対策を推進する。また、魚介類の生息産卵場という役割に加え、炭素吸収の役割も期待される藻場や干潟の造成・保全等の漁場整備について推進する。さらに、国際競争力のある漁業の経営体の育成・確保のため、漁業体験活動支援、漁業・漁村における起業家支援、異業種のノウハウや低コスト技術等の導入支援等により漁業の担い手確保・育成対策を推進する。 農村

## (6) 中小企業の生産性向上と再生

中小企業の再生・再起業の推進を図るため、各都道府県の商工会議所等に措置されている中小企業再生支援協議会において常駐専門家が相談対応・助言を行う。また、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家と外部専門家から編成される支援チームによって、財務面・事業面の調査（デューデリジェンス）等を行い、再生計画策定や金融機関との調整を支援する。 都市

さらに、中小企業の生産性の向上に向けて、地域資源の利用等の付加価値の創造、IT・企業OB人材の活用等による小規模事業者等の経営力の向上、公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備に関する取組を進める。あわせて、中小企業の相当部分を占めるサービス産業の生産性向上のため、消費者の視点からのサービス革新、サービスプロセス改革と人材育成、個別サービス分野の成長のための基盤整備等を進める。 都市

地域の中小企業のIT化を持続的に推進するために広域地域経済圏ごとにITベンダーと中小企業ユーザーのネットワーク化を支援する「地域イノベーションパートナーシップ」を構築する。また、地域ITベンダーの連携活動を促進し、技術力強化、人材育成の支援を通じて、地域中小企業ユーザーとのマッチングを推進する。 都市

## (7) 建設業の活力の再生

地域の経済と雇用を支える建設業について、技術と経営に優れ、地域に貢献する企業の成長を支援するため、「地域建設業経営強化融資制度」の活用等による資金調達の円滑化、総合評価方式の導入・拡充やダンピング受注の防止の徹底等による適正価格での契約を推進するとともに、新分野への進出や他産業との連携事業（林建共働など）による地域総合産業化や人材の確保・育成の取組を支援する。 共通

## **(8) 中心市街地の商業機能の再生と地域商業活性化**

中心市街地活性化法に基づき、商店街・商業者等が行う商業活性化事業等に対して支援する。また、商店街の空き店舗活用事業等の各種の賑わい創出事業を支援する。さらに、人材やノウハウの不足に対し、診断の実施、勉強会・セミナー等の開催、専門家派遣等により支援する。 共通

また、地域商業の活性化を促すため、地域コミュニティを担う商店街について、空き店舗を活用した子育て支援活動やイベントなどのソフト事業、商店街マネジメントの強化に向けた取組、商業者の意識改革や自立化を促す人材育成・確保に係る取組等に対する支援を強化する。 共通

## **(9) 観光等交流の活性化**

### **ア 地域資源をいかした観光資源開発・観光交流の促進**

「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」により、我が国の魅力の一層の理解や外国人観光客の利便性向上を図るなどの国際観光振興の更なる展開を行うとともに、国際会議等の開催・誘致を支援する。また、観光地・観光産業の国際競争力を更に高めていく施策を推進する。 都市・農村

さらに、2泊3日以上滞る滞在型観光を促進する観光圏整備のための官民一体となった取組を総合的に支援するほか、地域における観光振興の取組を先導する人材の育成を図る。加えて、多様な主体による協働のもと、自然・歴史・文化等の地域資源や個性をいかした美しい国土景観の形成を図る取組を推進する。 都市・農村

### **イ ニューツーリズム等の推進による地域間交流の促進**

#### **(ア) ニューツーリズム等の推進**

グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、滞在型・体験型観光等のニューツーリズムを通じた交流や、果樹・野菜、棚田オーナー制を通じた交流を促進する。 共通

また、二地域居住やU J I ターン対策を推進するため、地域住宅交付金、過疎地域集落等整備事業等による空き家の活用、就業あっせん等の総合的な定住対策の取

組への支援、中長期間地方に滞在する都市から地方への移住の受入れ・交流促進のための仕組みの整備を図る。 農村・集落

### (イ) 農山漁村への定住・滞在、農山漁村と都市との交流等の推進

農山漁村活性化法等により、農山漁村への定住・滞在、農山漁村と都市との交流等共生・対流の取組を推進する。具体的には、「オーライ！ニッポン会議」の下での農山漁村体験旅行商品の開発・提供に関する支援の在り方や民間企業が行う社会貢献活動との連携など、都市と農山漁村の共生・対流の国民的な運動の一層の推進を図る取組を進める。また、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に基づきモデル地域における小学生の受入れ体制の充実を支援するほか、農林漁家民宿の質・量両面での拡大を図る。さらに、都市住民に対する農山漁村への定住のきっかけづくりのため、体験農園の整備等を促進する。 農村・集落

### (10) 幹線交通・物流ネットワークの強化

新幹線、都市鉄道、高速道路、空港、港湾等の着実な整備やアクセス時間の短縮等のサービス改善を図るなど、幹線交通・物流ネットワークを強化し、交流の促進と経済の活性化に寄与する。港湾については、スーパー中枢港湾政策の推進や臨海部物流拠点の形成等により、港湾の国際競争力強化と国内外をつなぐ強力なシームレス物流網を形成する。空港については、大都市圏拠点空港の国際航空機能の拡充や鉄道アクセスの更なる改善を進めるとともに、既存ストックを活用した空港等の機能の高質化を通じ後背圏地域の競争力強化、利用者利便の増進を図る。道路については、高規格幹線道路や地域高規格道路等の地域の基幹ネットワークの形成や生活幹線道路の整備を重点的・効率的に推進するとともに、高速道路料金の引下げなどによる既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化を推進する。また、鉄道貨物の輸送力増強を推進するとともに、貨物運送における中小・小規模企業対策を推進するほか、多様な関係者の連携等により、物流の効率化を促進する。 共通

また、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づき、地域の発意の下、都道府県が実施する道路、港湾、空港等のハードの整備や、ハード整備と一体となって地域ストックの充実に資するソフト事業を交付金により支援する。 都市・農村

### (11) 雇用機会の拡大と産業の担い手の確保

#### ア 雇用機会の拡大

##### (ア) 地域の雇用の再生

人づくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する「地域の雇用再生プログラム」を推進する。その際、都道府県・市町村や事業主団体など地域の関係者が一体となって取り組む人材育成等による雇用創出プランの検討・実施に加え、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業を先導的に実施すること等による雇用創出のための取組に対する支援を強化する。また、地域雇用の創出に対する民間のノウハウ、資金等の活用促進のため、地域再生計画に合致する事業への融資に対する支援を行う。 共通

#### **(イ) 雇用改善の動きが弱い地域等への対応**

地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域等の雇用失業情勢の厳しい地域に対しては、人材確保、能力開発に対する助成措置の充実や民間委託訓練の重点化を図るなど、雇用創出等への支援の充実を図る。 共通

また、雇用改善の動きが弱い地域については、地域の特性を踏まえ、地域で取り組む重点分野の活性化を図るため、雇用施策と産業施策との連携強化、雇用失業情勢が特に厳しい地域等における創業のための経費や労働者の雇入れに対する助成のより一層の充実を図る。 共通

#### **(ウ) テレワークの普及**

テレワークの普及を推進するため、「テレワーク人口倍増アクションプラン」の着実・迅速な実施に取り組むとともに、テレワークを活用して地方再生に資するプロジェクトを関係省庁連携により実施する。 共通

### **イ 産業の担い手の確保**

#### **(ア) 農林水産業の担い手の育成**

競争力のある農業の担い手の育成、新たに林業に就業した若者等に実施研修を行う「緑の雇用」や林建共働による担い手の確保・育成対策、漁業の担い手確保・育成対策に取り組む。[再掲] 農村・集落

#### **(イ) 中小企業の労働力の確保**

中小企業労働力確保法に基づき、新分野進出等に伴う雇用機会の創出や、人材の確保・育成に向けた取組を行う中小企業事業主への助成を行う。 共通

#### **(ウ) 地域における若者・高齢者の雇用の促進**

地域において支援を必要とする若者の雇用の促進を図る。具体的には、支援拠点としての「地域若者サポートステーション」について、設置拠点を拡充するとともに



に、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対し能動的に働きかけ等を行うなど、これらの拠点の更なる機能強化について検討する。

都市・農村

また、技能継承を図るための若年者のトライアル雇用を実施する事業主を支援する奨励金の支給について対象年齢の拡大など施策の充実について検討するとともに、トライアル雇用後に常用雇用に移行した事業主等を支援する奨励金の支給等の施策を推進する。

共通

このほか、地域における団塊の世代をはじめとする高齢者の雇用対策を推進する。

共通

### (エ) 新たな担い手の確保

農山漁村地域に新たな活力をもたらすため、二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」を、情報発信の強化や農林水産業への就業支援等を通じて促進する。また、団塊の世代が培った能力等をいかしながら、定年後、田舎で再び活躍する「人生二毛作」や、田舎で新たな価値観とスタイルを確立して農林水産業に取り組もうという「スローライフ&ジョブ」の実現に向けた支援を行う。

農村・集落

さらに、子どもたちの豊かな人間性・社会性・郷土愛を育むため、地域における実りある体験活動の推進等を通じて、地域の教育力の再生を図るとともに、地域産業を担う人材を育成するため、地域社会と連携した取組を進める。

共通

## (12) 都市機能の集約とネットワーク化

### ア 中心市街地の活性化

地方の創意と工夫をいかしたまちづくりの推進を図るため、まちづくり交付金により支援する。地域活性化のための不動産の証券化・流動化の促進を図る。

共通

また、都市交通システムの整備と交通結節点の改善等による総合的な都市交通の戦略や、街なか居住の促進のための住宅市街地の総合的な整備を推進するとともに、暮らし・にぎわい再生のための都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等支援策の充実等を図る。

都市

### イ 集約型都市構造への転換等の推進

集約型都市構造への転換と既成市街地の再生を推進する。また、市街地再開発事業や都市再生区画整理事業による支援の拡充、拠点的市街地における先導的な環境負荷削減対策への支援制度の充実、街なか居住再生ファンドによる支援策の充実を図る。

都市

また、地方都市の再生のため、衰退した駅前商業施設等の再生を促進するための金融支援等を行う。

都市

### ウ 多様な主体によるまちづくりの促進

多様な主体によるまちづくりの活動を推進する。具体的には、まちづくり会社・NPO・地域住民等、民間のまちづくりの担い手による公共施設の管理や空地・空き店舗の活用等を促進するための枠組みの整備、地区レベルのまちの魅力や活力の維持・改善に資する計画の作成、社会実験・実証事業への支援を充実するなど、エリアマネジメントの推進を図る。また、まちづくりへの投資拡大のための不動産投資市場の情報基盤の構築等を図る。さらに、まちづくり交付金による都市再生緊急整備地域や認定中心市街地等に対する支援を強化するなど、地方の創意工夫をいかしたまちづくりの支援の充実を図る。

都市

### エ 地域固有の歴史的資源を活用したまちづくりの促進

地域固有の歴史的資源を活用したまちづくりを推進することとし、歴史的建造物等をいかしたまちなみ形成の支援、歴史的環境形成総合支援事業等の既存制度の充実による支援を行う。

都市

また、河川や湖沼・内湾等の水質改善や多自然川づくりによる良好な水辺環境の再生を推進するとともに、河川空間において地域の賑わいの場を創出するための「かわまちづくり」により水辺をいかしたまちづくりの整備・支援を行う。

共通

### オ 住み替え等の促進

住み替えの積極的支援、地方定住、二地域居住等を支援することとし、空き家活用等の事業について地域活性化・中心市街地活性化等の観点からの取組を進めるための制度の充実を図る。

共通

また、経済的社会的に一つのまとまりを持つ広域的な地域を単位として地域の活性化を図ることとし、複数市町村の連携事業への支援の充実を図る。

共通

## (13) 地域力再生機構

地域経済の建て直し、地域の雇用の確保の観点から、中規模企業や第三セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を、第三セクター改革等と連携しながら、地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を早期に創設・活用する。

都市・農村

## 2 地域生活基盤の確保

### (1) 地域における医療供給体制の整備充実

#### ア 地域の医療従事者の確保

平成19年5月に政府・与党で取りまとめた「緊急医師確保対策について」に加え、本年策定した「経済財政改革の基本方針2008」や「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」等に基づき、救急患者を確実に受け入れられる体制の整備（後述）を図るとともに、産科、小児科医療等の地域医療とその担い手の確保、医師養成数の増員、勤務医の労働環境の改善など、あらゆる手段を講じることにより、医療提供体制の整備に努める。 共通

今後、産科医や産科医療機関の不足に対して、医師不足地域に医師を派遣する体制の強化、勤務医の事務負担の軽減、女性医師が安心して働ける環境の整備、助産師の活用推進について検討するなど、安心して子どもを産むことができる場の確保に努める。 共通

また、「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめ（平成20年7月31日）における提言（モデル事業を通じた有効性の検証、遠隔医療の位置付けの明確化及び財政支援措置の活用など）を踏まえ、遠隔医療技術の活用について検討を進める。 農村・集落

#### イ 救急医療体制等の整備充実

初期・二次・三次等の救急医療体制の整備、小児医療体制の充実を進めるとともに、救急搬送における医療機関と消防機関の一層の連携を図る。特に、勤務医の手当等への財政的支援、管制塔機能を担う医療機関の整備等を図る。また、円滑な妊産婦の救急搬送・受入れ体制の構築ができるよう、周産期医療体制の充実、周産期医療と救急医療の連携の確保等を図る。さらに、ドクターヘリの全国的な配備を推進する。 共通

#### ウ 公立病院改革の推進

公立病院改革を推進する中で、公立病院の経営健全化と医師確保のため、病院事業を実施する地方公共団体が策定する公立病院改革プランの実施の支援を行う。 共通

### (2) 安心・安全な暮らしの実現

#### ア 少子化への対応

未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するため、保育サービス等の子

どもと家族を支える社会的基盤の整備や「仕事と生活の調和」の実現など次世代育成対策の推進を図る。 共通

また、少子化に対応するための情報システムの整備を進めることとし、地域の子育てに関する官民の情報が一括して利用可能となるシステム連携に取り組む。 共通

## イ 高齢化への対応

持続可能な社会保障制度の構築に向けた改革を着実に進める中で、地域において高齢化に対応した安心できる暮らしを実現する取組を推進する。 共通

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための医療・介護・福祉サービスの充実を図る中で、地域における介護サービス基盤の整備については計画的・実効的に行なわれるよう支援を行う。 共通

また、ケア付住宅の整備促進や低所得の高齢者向け賃貸住宅の供給促進などにより、地域コミュニティの中で高齢者が安定して生活できる環境の整備を図る。 共通

さらに、スロープの設置、歩道の段差解消、ノンステップバスの導入など、建築物や公共交通機関、歩行空間等の一層の移動円滑化や地域のニーズに応じたバス・タクシー車両の開発・普及など、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進を図る。 共通

このほか、地域の拠点的な1日当たり平均利用者数五千人未満の鉄道駅のバリアフリー化の推進を図る。 共通

これらに加え、高齢化に対応するための情報システムの整備、特に高齢者の生活支援を図るためのITの活用を推進する。具体的には、高齢者や障害者を対象としたロボットサービスに必要な技術の研究開発を進め、その幅広い普及促進を目指す。また、地域の高齢者や子どもの安心（医療・介護・健康・安全）をサポートするサービス等を行う携帯電話事業（「ふるさとケータイ事業」）の創出や地域の健康増進に関する官民の情報が一括して利用可能となるシステム連携に取り組む。 共通

「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめ（平成20年7月31日）における提言（モデル事業を通じた有効性の検証、遠隔医療の位置付けの明確化及び財政支援措置の活用など）を踏まえ、遠隔医療技術の活用について検討を進める。 共通

## ウ 災害からの安全の確保

防災拠点の機能強化、密集市街地の整備促進、住宅・建築物の耐震化の促進、学校

の耐震化の推進、災害発生時における避難者や緊急物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路等における耐震・防災対策の推進、耐震強化岸壁の整備、空港施設の耐震化の実施、豪雪に備えた克雪施設や雪処理体制の整備、流域一体となった水害・土砂災害対策の推進、海岸保全施設の整備、消防・水防等地域の災害応急対応力の充実、ハザードマップの普及促進、地震・気象等の災害に関する速報や観測・予報の改善など、ハード・ソフトが連携した取組を進める。 共通

今後は、災害から安全な居住環境を構築するためのITの活用を推進する。また、GISを活用した防災システムの普及など、地域の安全確保に向けた取組を支援するITシステムの普及の促進を図る。さらに、災害時にも確実な通信を確保できる地上・衛星共用携帯電話システムの研究開発等を進める。 共通

#### **エ 犯罪等からの安全の確保**

ITを活用した通学路等における子ども見守りシステムの普及の促進を図るなど、安全・安心なまちづくり・地域づくりを進める。 共通

#### **オ 地方消費者行政の活性化**

地域の消費者の安心・安全を確保するため、地域の現場で消費者目線に立った行政が行われる必要があることから、都道府県に創設する消費者行政活性化のための基金を活用する等、消費生活相談体制の強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援する。 共通

### **(3) 地域公共交通の活性化及び再生**

#### **ア 地域公共交通の活性化の総合的な支援の強化**

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、鉄道、バス、旅客船等地域公共交通の活性化・再生に主体的に創意工夫して頑張る地域の取組を支援する。また、同法により、異なるモード間での調整、地方自治体、交通事業者、地域住民、事業者等の連携など、多様な地域の関係者による合意形成・合意に基づく取組実施の環境整備を進める。 共通

さらに、コミュニティ・レール化により利便性の向上を図る取組や公有民営方式等による地方鉄道の活性化を促進し、地方のバス路線の維持に対して支援するとともに、地域における鉄道・バス等の公共交通活性化・再生のための様々な取組に対する総合的な支援の強化等を図る。このような地域における公共交通活性化の取組は、地域の生活の足の確保に加え、観光等交流促進の取組と併せ行うことなどにより、地域の活

力に結びつける。

共通

### イ 基礎的條件の厳しい集落の生活交通の維持確保

基礎的條件の厳しい集落における生活交通については、その維持継続に向けた取組を進めることとし、様々な取組に対する総合的な支援の充実を図る。また、市町村、NPO等による自家用有償運送の活用を進める。具体的には、集落の住民が様々な生活サービスを利用できるワンストップ・サービスの提供拠点等を整備し、そこまでの交通手段を確保するデマンド型交通の導入等を促進する。

集落

さらに、離島における生活交通の維持確保を図るため、離島航路について構造改革支援等を推進するとともに、離島航空の維持に対して支援を行う。また、離島定期船等の船舶航行の安全性・効率性の向上及び就業環境の改善のため、離島における港湾整備を推進するほか、海上の安全確保のための体制強化を図る。

共通

## (4) 情報通信基盤の整備充実

### ア 電子行政サービスの基盤整備

地域イントラネット、すなわち、地域の学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を支援する。これらにより、電子自治体を推進する。

農村・集落

地域の様々な公共情報システムの相互接続・連携等による、より便利で効率的なサービスの実現を目指し、引越・退職、医療・健康及び防災等の分野について実証実験を行う等により、地域情報プラットフォームの普及を図る。

共通

このほか、地域コミュニケーション活性化のための地域SNSを推進する。

集落

### イ ブロードバンドの整備

2010年度のブロードバンド・ゼロ地域の解消の実現に向け、光ファイバ、ADSL等のブロードバンドに係る情報通信基盤整備に加え、ワイヤレスブロードバンドシステム、3.5世代携帯電話、衛星ブロードバンド等も含め、地域の実情や特性に応じた基盤整備を図ることとし、定住自立圏の取組を推進するための基盤整備等を積極的に支援する。また、地域の抱える課題解決のため、情報通信の利活用の新たなモデルの確立とその普及促進を図る。

共通

### ウ 携帯電話のエリア整備

携帯電話については、平成19年度末推計で約30万人とされるエリア外人口の解消に向け、国庫補助事業等を活用しつつ、平成22年度末までに約20万人を解消する。

既存施策の延長では解消困難な残り約 10 万人を解消するため、経済的な簡易型基地局・中継局等の新技術の開発を推進し、パイロット事業を実施し、実用化を図る。この実用化の状況を踏まえ、平成 21 年度までに、更なるエリア整備に向けた目標見直しを行う。

農村・集落

### エ 地上デジタルテレビ放送への完全移行

地上デジタルテレビ放送への完全移行を図るため、地域の受信相談拠点となるテレビ受信者支援センターを、平成 20 年度中に各都道府県に少なくとも 1 か所設置するよう整備計画を前倒しし、地域に密着した相談対応を行う。また、デジタルテレビ中継局の整備の支援、辺地共聴施設の改修等の支援、経済的に困窮度が高い世帯への受信機器購入等の支援などの送受信環境の整備を進める。

共通

## (5) コミュニティ機能の再生

### ア コミュニティ機能の再生

多様な主体の協働による地域コミュニティ機能の再生を図り、豊かなソーシャル・キャピタルに支えられた地域再生を進めるため、地域コミュニティの担い手となる人材の育成を促進するとともに、NPO等と地方公共団体との協働事業に対する支援、多様な民間主体等が協働する「新たな公」による地域づくりに対する支援、コミュニティビジネスのための事業環境の整備、居住環境改善等の地域における様々な課題解決のための実践的活動に対する支援、先進的なコミュニティ活動に関する情報提供、学校と地域の連携関係の構築等を行う。

共通

また、農山漁村におけるコミュニティの再生を図るため、空家・廃校等を活用した住宅や施設の整備、滞在型市民農園等の整備、農山漁村が有する有形無形の資源をいかした取組等に対する支援を行い、農山漁村と都市との交流促進、二地域居住及びU J I ターン等による農山漁村への移住・定住を促進する。

農村

なお、このような取組を円滑に進めるため、補助対象財産の転用等の承認基準の見直し及び地域再生法に基づく補助金等適正化法の手続の特例について周知を図る。

共通

特に基礎的条件の厳しい集落については、これらの取組に加えて、集落単位での対応が困難な生活サービスが維持されるよう、複数の集落や複数の地域コミュニティが連帯して機能を発揮するための条件整備についての検討や情報提供を行い、コミュニティの再生を図る。

集落

## イ 地域の文化の振興

文化芸術の持つ創造性を産業や地域の活性化にいかすため、「文化芸術創造都市」が全国各地に形成されるよう支援する。また、それぞれの地域が固有の伝統文化に根ざした地域再生を進めていくため、文化財や周辺環境を総合的に把握し、保存・活用するための取組、祭りや伝統文化等の有形無形の地域資源を地域再生に活用する取組、文化財建造物の保存修理や史跡等の保存整備等の文化財を活用した地域づくり、質の高い舞台芸術に親しむ機会を提供する取組、次世代を担う子供達が舞台芸術や伝統文化等に触れる機会の充実を図る取組等を支援する。 共通

## (6) 過疎・離島等対策

### ア 基礎的条件の厳しい集落の生活交通の維持確保

基礎的条件の厳しい集落における生活交通については、その維持継続に向けた取組を進めることとし、様々な取組に対する総合的な支援の充実を図る。また、市町村、NPO等による自家用有償運送の活用を進める。具体的には、集落の住民が様々な生活サービスを利用できるワンストップ・サービスの提供拠点を整備し、そこまでの交通手段を確保するデマンド型交通の導入等を促進する。(再掲) 集落

さらに、離島における生活交通の維持確保を図るための離島航路・離島航空の維持に対して支援する。また、離島定期船等の船舶航行の安全性・効率性の向上及び就業環境の改善のため、離島における港湾整備を推進するほか、海上の安全確保のための体制強化を図る。(再掲) 共通

### イ 情報通信基盤の整備充実

携帯電話のエリア整備を推進するため、過疎地域等における基地局や伝送路の整備の支援を図るとともに、離島における地域イントラネットの整備の促進を図る。

農村・集落

また、集会、回覧板、生活交通の様々な日常生活サービスを提供できるようなIT技術の活用を進める。 集落

### ウ ヘき地等の学校への対応

へき地にある公立小中学校の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づき教育条件を確保する。 農村・集落

また、過疎地域等における学校の統合時に、児童生徒の遠距離通学に対して、通学の手段を配慮する。 農村・集落



## エ 石油製品の流通合理化の支援

離島における石油製品の運送コストの低減を図るため、地方自治体や石油流通関係者等が一体となっていく流通合理化に向けた検討や、共同タンクの設置、ローリー配送の共同化等の流通合理化に資する設備投資等に対する支援を行う。 農村・集落

## オ 地域間交流の促進

農山漁村活性化法等により、農山漁村への定住・滞在、農山漁村と都市との交流等共生・対流の取組を推進する。(再掲) 農村・集落

## カ 集落の在り方の検討

集落状況把握・点検の実施、集落の在り方についての住民と住民、住民と市町村による話し合いを促進する。また、これらの対策を支援する集落支援員等の設置を促進する。 集落

## キ 新たな過疎対策の検討

過疎地域自立促進特別措置法の期限切れ(平成22年3月)を控え、時代に対応した新たな過疎対策について検討する。 共通

## 3 低炭素社会づくり等環境の保全

### (1) 都市構造・交通対策

次世代型路面電車システム(LRT)・専用レーン等を活用した高速輸送バスシステム(BRT)の整備、公共交通機関の利用促進、自転車利用環境の整備、省エネ船舶・省エネ鉄道システム・低公害車の普及・開発促進、環境負荷の少ない物流体系の構築等を行う。また、歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくりに向けた面的対策等を推進し、環境負荷の少ない集約型都市構造の実現を図る。さらに、地区・街区レベルに加え都市レベルの計画策定や先導的な環境負荷削減対策のほか、電気自動車の普及を目指した充電インフラ整備等の新しい社会システムの導入を地域ぐるみで実証する取組等、低炭素社会づくりに向けた活動に積極的にチャレンジする地域への支援について検討する。また、関係者が連携して効率的で環境負荷が小さい物流体系を構築する「グリーン物流」を推進する。 共通

### (2) 産業・民生対策

温室効果ガス排出量を大幅に削減する革新的技術の開発を推進するとともに、地域特性に即して実用段階にある技術の普及を推進する。低炭素社会の実現に資する技術シー

ズを地域の社会経済システムに組み込むため、地域の企業、自治体、住民等が連携してその実証を行うとともに他の地域等に普及させる。 共通

### (3) エネルギー対策

太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にするとの目標の達成のため、地域における住宅、産業、公共等の部門で思い切った導入支援を行う。また、地方公共団体等による、太陽光、小水力、バイオマス、風力、雪氷などの地域性を考慮した地産地消型の新エネルギーの導入を促進するとともに、地域における次世代自動車の普及のための急速充電設備等インフラ整備を進める。都市の下水道におけるエネルギーの有効利用の促進、地区街区レベルにおけるエネルギーの面的な利用の推進を図る。 共通

### (4) 森林整備等・農林水産業対策

農山漁村地域は、バイオマス資源の供給源や森林等による炭素吸収源として、低炭素社会の構築に重要な機能を担っている。これらの機能を十分に発揮させるため、輸送エネルギーの削減に役立つ地産地消の推進、森林資源の整備・利用、農林水産分野における温室効果ガス排出削減対策の推進等を図る。森林資源の整備・利用については、間伐等による森林整備、地域材の住宅等への利用拡大、未利用バイオマス資源の利用拡大への取組等を進める。 農村

### (5) 環境モデル都市の推進

上記の低炭素社会に向けた取組を総合的なアプローチによって取り組むものとして、温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする環境モデル都市6都市、環境モデル候補都市7都市を2008年7月に選定した。この取組に対し、関係省庁は連携して支援を行う。 都市・農村

### (6) 地域の省資源・省エネルギー

持続可能社会の実現に向けて、住宅、社会資本等の既存ストックの活用を進める。住宅については、その長寿命化を促進することとし、質の高い住宅の長期利用を促進する「長期優良住宅」を推進する。 都市・農村

### (7) 漂流・漂着ゴミ対策の推進

漂流・漂着ゴミの発生源対策や被害が著しい地域への対策を推進し、大規模な海岸漂着ゴミ及び流木等の処理の対策や、関係者間の連携の強化等を図る。 共通

### (8) 環境負荷の少ない都市生活の実現

廃棄物の適正処理と不法投棄対策を前提に、バイオマスの利活用等による「地域循環

圏」の形成、広域的な資源循環を促進する。また、関連する技術の開発・導入や、静脈物流システムの検討、静脈物流拠点（リサイクルポート）の整備等を推進する。さらに、生活環境整備の一環として、効率的な污水处理施設の普及促進を図る。

共通

#### **（９）ICTを活用した低炭素社会の実現**

交通代替による環境負荷低減等に資するテレワークの推進や、「ユビキタス特区」地域において家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量を可視化する「ユビキタス環境立国」モデルの開発・実証とともに、ICTを活用したCO<sub>2</sub>削減効果の評価手法の検討及びその国際標準化に取り組む。

共通